

一般社団法人日本 OTT イニシアティブ 会員に関する規程

第1条（目的） この規程は、定款第3条の目的を遂行するための会員組織を運営するにあたり、一般社団法人日本 OTT イニシアティブ（以下、「当社団」という）の会員の入会および退会、並びに会費の納入に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（会員） 次の各号に該当し当社団の目的に賛同する者は、当社団の会員となることができる。

- （1） 一般会員：商業施設(ホテル,店舗)等を所有あるいは運営し、その顧客に放送コンテンツの視聴環境を提供する者(サービサー)であって、当社団法人を通じて多国語放送コンテンツの配信を受ける者とする。
- （2） 賛助会員：当社団法人の会員向けに、放送コンテンツを配信する者、放送コンテンツの視聴環境を構築する者、機器を製造あるいは販売する者などとする。

第3条（入会手続） 当社団の会員になろうとする者は、定められた手続により入会の意志を表明し、配信に必要な情報提供を行うものとする。

第4条（会費） 一般会員の会費は事業拠点ごとに発生し、年払いの場合は年度初めに、月払い会費の場合は月毎に、付則に定める会費を、直接ないしは賛助会員を通じて徴収されるものとする。

賛助会員の会費は法人ごとに発生し、年度ごとに付則に定める会費を当社団に納入しなければならない。

第5条（一般会員の特典） 会員は、次の特典を享受することができる。

- （1） 一般会員は、当社団の賛助会員である放送コンテンツホルダーから商業目的の放送コンテンツの供給を受けることができる。
- （2） 一般会員は、当社団から多国語放送サービスに必要な情報提供・コンサルティングを受けることができる。

第6条（会費の使途） 第4条に定める会費は、放送コンテンツホルダーが所有する著作権の維持、ならびに当社団の運営業務に使用する。

第7条（会員資格の一時停止及び除名） 会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により、会員資格の一時停止もしくは除名処分をすることができる。

- (1) 著作権法違反などの違法行為または著しく道義に悖る行為をするなど、同団体の会員として相応しくないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なく会費の支払いを滞納し、催告にも応じない場合。
- (3) 当団体の運営を故意に妨害した場合。
- (4) 本規程、その他当団体が定める規則に違反した場合。

第8条（会員資格の喪失） 会員は、次の各号のいずれかに該当した場合は、会員資格を喪失するものとする。

- (1) 当団体に直接ないしは賛助会員を通じて退会通知を提出することにより、当団体を退会する場合。
- (2) 第7条に定めるところにより、会員が除名された場合。

この場合、既に納入された会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。また一般会員資格の喪失の場合、コンテンツ配信サービスは直ちに停止される。

第9条（規程の改正） この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

付則（会費） 当団体の会費を以下に定める。

(1) 一般会員

年会費 40,000円+消費税/一事業拠点

月割り 3,500円+消費税/一事業拠点

(2) 賛助会員

年会費 60,000円+消費税 / 一法人

但し、入会初年度年は一般会員及び賛助会員の年会費を免除する。

2、次会計年度の年会費は第6条の収支予想をもとに理事会が決定し、次会計年度開始前にあらかじめ会員に告知されるものとする。

3、当団体の会計年度は10月1日～翌年9月30日とする。

平成29年10月1日